

令和6年度 愛媛県の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況

対象期間:令和6年4月1日～令和7年3月31日

1.「業務従事者による障害者虐待の状況」(法第40条の7)

(1) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数		7	件
(2) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出・相談件数		46	件
(3) 虐待の事実を認定した件数		1	件
(4) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数	① 男性	0	人
	② 女性	1	人
	③ 不明、その他	0	人
	小計	1	人
(5) 認定した虐待の種別・類型ごとの件数（重複可）	① 身体的虐待	1	件
	② 心理的虐待	1	件
	③ 性的虐待	0	件
	④ 放棄、放置（ネグレクト）	1	件
	⑤ 経済的虐待	0	件

【留意事項】

- ・(1)(2)同一事例について、複数回通報・届出があった場合でも1件としてカウント。
- ・(5)認定した虐待の種別・類型は重複可のため、(3)とは一致しない。

2.「業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置」(法第40条の7)

(1)	業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	1	件
(2)	診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	1	件
(3)	職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	1	件
(4)	職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	1	件
(5)	指定医により、入院患者の診察を行った件数	1	件
(6)	改善計画の提出を求めた件数	1	件
(7)	提出された改善計画の変更を命じた件数	0	件
(8)	① 必要な措置を採ることを命じた件数	0	件
	② ①に関する具体的な内容		
(9)	(8)の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数	0	件
(10)	入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数	0	件

3.「虐待を行った業務従事者の職種」(規則第22条の2の2)

1 (4) の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数

(1)	医師	0	人
(2)	看護師	1	人
(3)	准看護師	0	人
(4)	看護助手	0	人
(5)	保健師	0	人
(6)	作業療法士	0	人
(7)	精神保健福祉士	0	人
(8)	社会福祉士	0	人
(9)	公認心理師	0	人
(10)	医療事務	0	人
(11)	その他業務従事者	0	人
(12)	不明	0	人
	小計	1	人